

原子力科学研究所 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力科学研究所は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当研究所で実施した防災訓練について、その実施結果を取りまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

また、原災法に基づきその要旨を以下のとおり公表します。

当機構といたしましては、今後とも、原子力科学研究所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 報告内容：原子力科学研究所 防災訓練実施結果（対象：令和 6 年度）

2. 報告年月日：令和 7 年 6 月 2 日

別紙 1：防災訓練の結果の概要（総合訓練）

別紙 2：防災訓練の結果の概要（個別訓練（その他の訓練））

防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練実施年月日	令和 7 年 2 月 25 日	別紙 2 のとおり
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	通常放出経路での気体放射性物質 の放出により、原災法第 10 条事象 及び同法第 15 条事象に至る原子力 災害を想定	別紙 2 のとおり
防災訓練の内容	総合訓練 ※以下の個別訓練を組み合わせて 実施 ・通報訓練 ・避難訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・救護訓練	個別訓練 その他の訓練 ・遠隔機材の操作訓練 ・原子力緊急事態支援組織との 連携訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害対策に向 けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

以上

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、原子力科学研究所（以下「原科研」という。）原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に基づき実施した。

なお、本訓練では、同一地域複数事業所同時発災を想定し、日本原子力発電株式会社東海発電所、東海第二発電所（以下「原電」という。）と合同で訓練を実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災訓練中期計画に基づき、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）対象施設において緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象を含む複数事象の発生を想定し、原子力災害が発生した時の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、前年度から改善を図った事項の有効性を確認した。

2. 達成目標

（1）現地対策本部

- ① 複数施設発災、他事業所での EAL 事象を含む複数の EAL 事象が発生した状況における、現地対策本部から機構内外への情報共有の習熟を図ること。
- ② EAL 事象を含む複数事象発生時における事故現場での災害応急活動について、習熟を図ること。
- ③ 要職者の一時不在時における代行者等の対応の習熟を図ること。
- ④ 原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）対応に係る活動の習熟を図ること。
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

（2）機構対策本部

- ① 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。
- ② 機構対策本部の ERC 対応ブース*1の統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

3. 主な検証項目

（1）現地対策本部

- ①-1 現地対策本部は、現場から施設の運転状況、発災状況、事象の進展予測、プラント情報等を集約し、「発話ポイント*2」を意識して現地対策本部内に定期的に情報共有するとともに、機構対策本部及び外部関係機関への情報共有ができること。また、2 施設で災害が発生している場合において、情報統括者が重要度に応じて事故現場指揮所の発話のタイミングをコントロールすることで情報を整理し、機構対策本部へ情報共有できること。
- ①-2 現地対策本部は、機構対策本部や通報 FAX 等を介して収集した原電の事故状況を所内関

*1 統合原子力防災ネットワークシステムを介して ERC と情報共有するための専用ブース

*2 報告内容のポイントを整理した発話例

係者へ放送設備等で情報共有できること。

- ①-3 原子力災害発災時に放送設備等を用いて所内関係者へ報知し、屋内退避等の指示ができること。
- ②-1 現地対策本部は、事故現場指揮所から収集した発災状況、事象の進展予測等の情報を基に、応急措置の対応を指示できること。
- ②-2 事故現場指揮所は、現地対策本部又は事故現場責任者の指示に従い、応急措置の対応を行えること。
- ③-1 要職者である原子力防災管理者が一時不在の場合でも、代行者が現場からの情報により発災状況を把握し、今後の事象進展状況を考慮した復旧措置を指示できること。
- ③-2 要職者である Q&A 管理者（副本部長）が一時不在の場合でも、代行者が ERC 及び機構対策本部等からの質問事項について一元管理できること。
- ④ 現地対策本部の ERC 対応者は、現地対策本部内の情報の収集・整理を行い、ERC への情報提供に備えることができること。また、ERC からの質問や機構対策本部からの要請があった場合、または補足説明等が必要と判断した場合は、災害対策資料等を用いて説明ができること。
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

（２）機構対策本部

- ① 機構対策本部は、通報 FAX や統合防災ネットワークシステム（以下「統合防災 NW」という。）等を介して収集した原電の事故状況を機構内に共有できること。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、緊急情報を入手した場合、原電が発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できること。
- ② 機構対策本部 ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

4. 実施日時及び対象施設

（１）実施日時

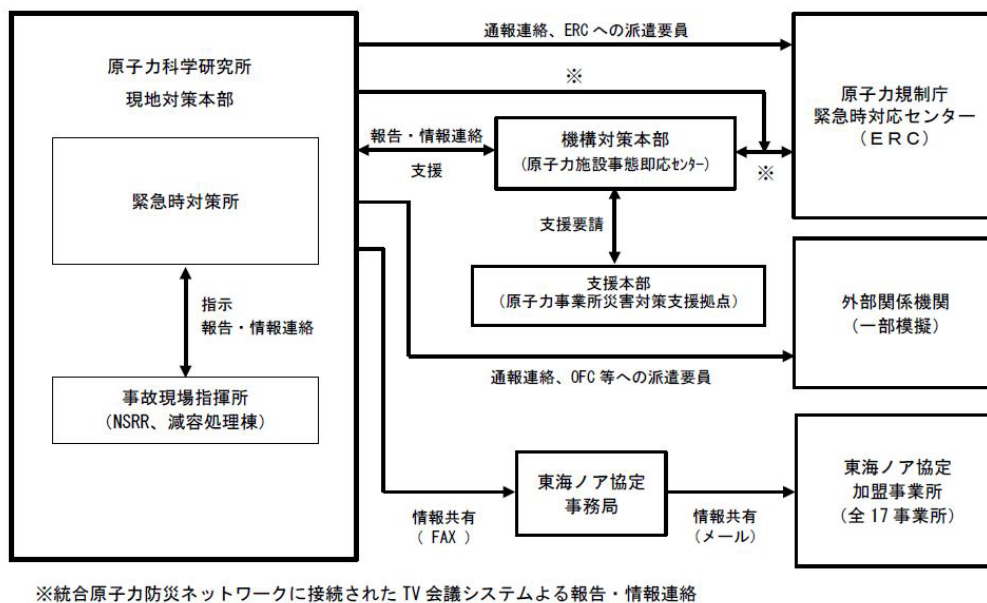
令和 7 年 2 月 25 日（火） 13 時 30 分 ～ 16 時 45 分

（２）対象施設

- ・ NSRR
- ・ 放射性廃棄物処理場 減容処理棟（以下「減容処理棟」という。）

5. 実施体制、評価体制及び参加者

(1) 実施体制



(2) 評価体制

- 評価のためにチェックリストを作成し活用した。
- 原科研外の拠点から選出された訓練モニタ及び外部機関の有識者により、第三者の視点から課題の抽出を図った。
- 訓練参加者による反省会等を通して実施状況进行评估した。

(3) 参加者

- 参加人数 : 299 名

<内訳>

- ・ 現地対策本部 : 73 名
- ・ 事故現場指揮所 : 112 名
- ・ 支援組織 (放射線管理部センター、工務技術部センター、防護器材輸送センター、医療チーム) : 39 名
- ・ 防護隊 : 28 名
- ・ 警備員 : 7 名
- ・ 機構対策本部 : 37 名
- ・ リエゾン : 3 名
- 東海ノア協定事務局 : 2 名
- 訓練評価者 (訓練モニタ及び外部機関の有識者) : 6 名
- その他 (退避訓練のみ参加した原科研従業員等) : 4 名

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

警戒事象に該当する地震の発生を起点として、停止中 (照射実験終了後) である NSRR において施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

① 事象発生時間帯

- ・ 平日の勤務時間帯

② 施設の状況

- ・ NSRR 停止中（照射実験終了後）
- ・ 減容処理棟 停止中（排気フィルタユニット交換作業準備）

(2) 事象概要

時 刻	減容処理棟	NSRR
13 : 30 訓練開始	【AL<地震発生（東海村で震度 6 弱）>】	
13 : 32	現地対策本部開設	
13 : 34	・ 第 4 金属溶融室で火災発生	
13 : 37	・ 初期消火失敗	
13 : 44	・ 自衛消防隊が減容処理棟に到着	
13 : 50	・ 【機構対策本部からの情報提供】 原電で AL 事象発生（ただちに外部への影響なし） ・ 原子力防災管理者（代行者）からの指示（保安要員以外帰宅、屋内退避準備）	
13 : 52	・ 自衛消防 2 名による消火活動開始	
13 : 54	・ 負傷者発生 1 名（自力歩行困難）	
14 : 00	・ 自衛消防による消火活動完了	
14 : 08	・ 救急車到着	
14 : 14	・ 救急車、外部医療機関へ出発	
14 : 22	・ 【機構対策本部からの情報提供】 原電で SE 事象発生（ただちに外部への影響なし） ・ 原子力防災管理者（代行者）からの指示（保安要員以外の全従業員、屋内退避）	
14 : 25	・ 公設消防により鎮火確認	
14 : 30	余震発生（東海村震度 5 強）	
14 : 30	・ MP-11（北通用門付近）指示値上昇を確認	
14 : 33		・ NSRR 排気筒で異常放出を確認
14 : 33	・ 【機構対策本部からの情報提供】 原電で新たな SE 事象発生（原電モニタリングポストで $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出） ・ 原子力防災管理者（代行者）からの指示（保安要員以外の全従業員、引き続き屋内退避）	
14 : 36	・ 機構対策本部にモニタリングカー派遣要請	
14 : 39		・ 排風機停止操作失敗
14 : 40	・ MP-13（NSRR 風下）指示値上昇を確認	
14 : 40	・ 【機構対策本部からの情報提供】 原電で GE 事象発生（原電モニタリングポストで $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を 10 分間以上検出） ・ 構内放送実施（原電で GE 事象発生）	
14 : 40		・ 排気ガスモニタ指示値が 1500s^{-1} に到達

14 : 50		・ 排気ガスモニタ指示値が 1500s^{-1} で 10 分間継続
14 : 52	・ 原子力防災管理者（代行者）が SE/GE02 < 通常放出経路での気体放射性物質の放出 > を判断	
14 : 58		・ 実験孔排気系統の弁閉止操作作業開始
15 : 00	・ 原子力防災管理者が現地対策本部に到着。代行者から引継ぎ後に着任	
15 : 01		・ 実験孔排気系統の弁閉止操作完了
15 : 03	・ 【機構対策本部からの情報提供】原電で新たな GE 事象発生（今後、更に事態が進展すると異常放出の可能性あり）	
15 : 10	・ 原子力防災管理者からの指示（建家の目張り及び屋内退避継続）	
15 : 07		・ 排気ガスモニタ指示値が平常値（ 3.0s^{-1} ）に下降
15 : 20	・ 大洗原子力工学研究所のモニタリングカーが到着 ・ MP-13 指示値が平常値になったことを確認	
15 : 28	・ 原子力防災管理者が SE/GE02 基準値を下回ったと判断	
16 : 15	プレス発表開始	
16 : 45	プレス発表終了、訓練終了	

AL : 警戒事態

SE: 施設敷地緊急事態

GE: 全面緊急事態

7. 防災訓練の項目

総合訓練

8. 防災訓練の内容

「防災業務計画」に基づき、原科研と機構対策本部との合同による総合訓練を実施した。なお、以下の各訓練は、シナリオ非開示型訓練として実施した。

【総合訓練】

（１） 現地対策本部における訓練

- ① 要員参集訓練
- ② 情報共有訓練
- ③ 応急措置訓練
- ④ プレス対応訓練

（２） 機構対策本部における訓練

- ① 機構内及び ERC との情報共有訓練
- ② 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

【個別訓練】

- ① 通報訓練

- ② 避難訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練
- ④ 救護訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

① 要員参集訓練

<実施内容>

- (ア) 警戒事象（地震）の発生後、危機管理課長は、直ちに一齐放送により現地対策本部員を緊急時対策所へ招集し、参集状況を確認して活動体制を整えた。
- (イ) 最初に緊急時対策所へ到着した保安管理部長は、現地対策本部の設置を宣言した。

<評価>

- (ア) 危機管理課長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部員を招集し、遅滞なく活動体制を整えることができた。
- (イ) 保安管理部長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部の設置を宣言できた。
上記を踏まえ、現地対策本部員の招集について、習熟が図られているものと評価する。

② 情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) NSRR 事故現場指揮所及び減容処理棟事故現場指揮所は、施設の運転状況、進展予測、収束に向けた戦略等についての情報を集約し、機構 TV 会議システム及び書画装置により建家平面図等の視覚情報を用いて、事象の発生及び事象の進展について説明し、現地対策本部及び機構対策本部と情報共有した。なお、EAL 事象が発生した NSRR 事故現場指揮所については、その発生状況を「発生事象状況確認シート*³」、「事象進展対策シート*⁴」等の視覚情報を用いて現地対策本部及び機構対策本部と情報共有した。
- (イ) 現地対策本部視覚情報活用担当者は、情報統括者の指示のもと、減容処理棟における火災及び NSRR における原災法第 10 条事象、原災法第 15 条事象の発生後にブリーフィングを実施し、収束に向けた対策及び対応状況について機構対策本部及び事故現場指揮所と情報共有した。
- (ウ) 現地対策本部 Q&A 管理者の不在時に対応した代行者は、関係機関からの質問に対して、その内容によっては事故現場指揮所へ確認した上でホットラインにより回答した。
- (エ) 現地対策本部情報統括者は、事故現場指揮所から機構 TV 会議システムにて提供される

*³ 発生した事象に対して全体を俯瞰した情報提供が行えるよう、EAL 事象の該当条件、事象進展を把握するために監視すべきデータ（水位、圧力、放射線モニタ指示値等）等を取りまとめた COP シート（Common Operational Picture；共通状況図）の 1 つ

*⁴ 発生した事象の進展を防ぐための対応策（例：放射性物質の施設外漏えい時における放出停止措置等）をまとめた COP シートの 1 つ

情報を整理し、現地対策本部内及び機構対策本部に共有するとともに、原子力災害発災時には、放送設備を用いて所内関係者へ、屋内退避するよう指示した。また、現地対策本部情報班に対して事故現場指揮所から FAX 及び共有フォルダを用いて現場情報を入手するよう指示するとともに、現地対策本部庶務班に対して機構対策本部へ視覚情報を提供するよう指示した。

なお、NSRR 事故現場指揮所、減容処理棟事故現場指揮所の 2 施設からの情報共有が重なった際には、比較的重要度の低い情報（負傷者の外部医療機関での診断結果等）については、機構 TV 会議システムではなくホットラインで現地対策本部情報班に伝えるよう事故現場指揮所に指示した。

- (オ) 原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、事故現場指揮所からのプラント情報に基づき、EAL 事象を判断して宣言し、機構 TV 会議システムにより「発生事象状況確認シート」を用いて EAL 事象の判断時刻及び根拠を機構対策本部及び事故現場指揮所と情報共有した。また、機構対策本部を経由し入手した原電の情報について、構内放送により所内関係者に、その状況、とるべき措置（屋外にいる者は、屋内に退避すること。放射線量が上昇している北通用門周辺には近づかないこと。）を指示した。なお、一時不在であった原子力防災管理者が現地対策本部に到着した際には、代行者として対応した副原子力防災管理者と引継ぎを行うことにより、その後の対応に混乱を生じることはなかった。
- (カ) 現地対策本部は、機構 TV 会議システムを通じて提供される事故現場指揮所からの発災情報及び機構対策本部からの原電の発災情報について時系列情報として記録した。また、機構 TV 会議システム及び書画装置を使用した情報共有においては、一方的な会話とならないよう、マイク近傍に掲示した注意事項を活用し、一方的に会話が進行しないよう発話した。
- (キ) 現地対策本部 ERC 対応者は、視覚情報、時系列、機構 TV 会議システムの音声情報により現地対策本部内の情報を入手し、機構対策本部 ERC 対応者が ERC へ情報提供するための技術的・専門的な情報支援に備えた。

<評価>

- (ア) 事故現場指揮所は、「施設防護活動手引」に基づき、視覚情報を活用し、現地対策本部及び機構対策本部と「発話ポイント」を意識し情報共有ができた。
- (イ) 現地対策本部視覚情報活用担当者は、情報統括者の指示のもと、「現地対策本部の活動マニュアル」に基づき、ブリーフィングを実施して機構対策本部及び事故現場指揮所と情報共有することができた。
- (ウ) 現地対策本部 Q&A 管理者の不在時に対応した代行者は、「情報提供フロー」に基づき、関係機関からの質問及び回答状況を一元的に整理し、ホットラインを用いて漏れなく回答することができた。
- (エ) 現地対策本部情報統括者は、「現地対策本部の活動マニュアル」に基づき、通信連絡設備を活用して、NSRR 及び減容処理棟の発災状況、今後の事象進展等に関する情報を整理し、現地対策本部内及び機構対策本部に共有することができた。また、原子力災害発災時には、放送設備を用いて所内関係者へ、屋内退避するよう指示することができた。

なお、NSRR 事故現場指揮所、減容処理棟事故現場指揮所の 2 施設からの情報共有が重なった際には、重要度に応じて事故現場指揮所の発話のタイミングをコントロールするとともに、比較的重要度の低い情報（負傷者の外部医療機関での診断結果等）については、機構 TV 会議システムではなくホットラインで現地対策本部に伝えるよう事故現場指揮所に指示することができた。

- (オ) 原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき、EAL 事象の該当条件に達したことを宣言し、機構対策本部及び事故現場指揮所へ「発話ポイント」を意識し伝達できた。また、他事業所で発生した事象についても、状況の把握や屋内退避を指示するなど適切に対応することができた。なお、原子力防災管理者は一時不在であったが、現地対策本部に到着した際には、代行者として対応した副原子力防災管理者と引継ぎを行うことにより、その後の活動について適切に対応することができた。
- (カ) 現地対策本部は、機構 TV 会議システムを通じて提供される情報（原電の発災情報含む。）及び現地対策本部長等の指示の時系列情報への記録について適切にできた。また、機構 TV 会議システム及び書画装置を使用した情報共有においては、マイク近傍に掲示した発話時の注意事項を活用し、一方的な会話とならないよう発話することができた。
- (キ) 現地対策本部ERC対応者は、「情報提供フロー」に基づき、現地対策本部から視覚情報、時系列、機構TV会議システムの音声情報を入手し、機構対策本部ERC対応者と連携しERCへの補足説明に備えた。

上記を踏まえ、事故現場指揮所、現地対策本部及び機構対策本部の情報共有について、習熟が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため改善を行う。

- ・環境放射線監視データ（モニタリングポスト）の空間放射線線量率トレンドグラフの書画装置による機構内への情報共有において、「指示値上昇継続」と説明していたが、トレンドグラフは指示値が上昇した後的一定値を示していた。その内容が時系列に適切に反映されておらず「上昇継続」と記載したため、指示値が上昇し続けているように現地対策本部内で誤解を招くおそれがあった。また、時系列データをもとに、通報文を作成した場合、それを受け取った人が誤解を招くおそれがあった。【12. (1)問題点①】

③ 応急措置訓練

本訓練では現場対応能力向上のために、NSRRにおいては、EAL事象の進展予測に係る情報を基に、排気筒からの異常放出対応として排風機の停止について検討を行った。減容処理棟においては、自力歩行不可である負傷者について救急車まで担架を用いた搬送を実働で実施した。

<実施内容>

- (ア) 原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、機構 TV 会議システムや書画装置を用いて、NSRR 及び減容処理棟で発生した事象の状況を把握するとともに、NSRR で発生した事象について、「発生事象状況確認シート」により、EAL 事象に該当する条件及びその条件に該当したこと並びにその時刻を確認し、EAL 事象を判断した。
- (イ) NSRR 事故現場指揮所は、排気筒からの異常放出対応として、排気系統の放出経路上に

設置されているバルブの閉止操作を指示した。

減容処理棟事故現場指揮所は、発生した火災の消火活動（模擬）を実施した。

- (ウ) 現地対策本部は、収集した NSRR に関する EAL 事象の発生状況や進展予測に係る情報を基に、「事象進展対策シート」により、排風機停止、放出経路の遮断を実施することについて、事故現場指揮所へ応急措置を指示した。

<評価>

- (ア) 原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき EAL 事象の該当を判断することができた。
- (イ) NSRR 事故現場指揮所は、排気筒からの異常放出に対して、事故現場責任者の判断により適切に応急措置を実施することができた。減容処理棟事故現場指揮所は、発生した火災の消火活動を指示することができた。
- (ウ) 現地対策本部は、「事故対策規則」に基づき応急措置を指示することができた。

上記を踏まえ、事故現場指揮所及び現地対策本部の応急措置について、習熟が図られているものと評価する。

④ プレス対応訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部広報班は、NSRR で発生した EAL 事象及び減容処理棟で発生した火災に関する情報を整理し、プレス発表までにプレス文を作成した。
- (イ) NSRR 及び減容処理棟のプレス対応者は、それぞれの施設で発生した事象について、施設の目的及び概要等をあらかじめ作成された図面や写真入りの資料を用いて説明した。

<評価>

- (ア) 現地対策本部広報班は、「事故対策規則」に基づき、発生した EAL 事象及び火災事象について整理し、プレス文を作成することができた。
- (イ) プレス対応者は、「事故対策規則」に基づき、記者に対して、内容の説明前に施設の目的や概要を分かりやすく説明したうえで、発生した事象を説明できた。

上記を踏まえ、現地対策本部のプレス対応について、習熟が図られているものと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及び ERC との情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構 TV 会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。更に、機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERC に対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。
- (イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対して ERC へ提供すべき事項を指示した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、書画装置に

より視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報を ERC に対して提供した。また、機構対策本部 ERC 対応ブースは、SE/GE02 判断に伴う ERC との原災法第 15 条事象認定会議（以下「15 条会議」という。）を実施した。

(ウ) 機構対策本部は、東海ノア事務局からメールで送付された原電の通報 FAX から、原電での事象発生を確認した。近隣事業者として互いの事象進展をタイムリーに確認する必要があることから、原電とのホットラインを設置し、相互に EAL の情報、進展予測、環境情報について共有した。合わせて、原電の通報文や統合防災 NW に接続した TV 会議システム上の原電-ERC 間のやり取りも確認し、原電で発出された EAL の情報を収集した。得られた原電の発災情報は、情報班長から機構 TV 会議システム上で発話することにより機構内へ共有した。

(エ) 機構対策本部は、原電の PAZ 圏内に機構本部が位置することから、原電での SE/GE 発生を受けて、機構本部の緊急時対応要員以外のものを退避させるため、館内放送文の作成を行った。

<評価>

(ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」（以下「ERC 対応マニュアル」という。）に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構 TV 会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。

(イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、「ERC 対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERC との 15 条会議を遅滞なく実施できた。

(ウ) 機構対策本部は、原電との情報連携として、互いの発災情報を共有できた。

(エ) 機構対策本部は、原電の発生事象を踏まえて防護措置を行うことができた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・ 複数事業者同時発災時の ERC への情報提供においては、比較的高いリスクの事業者の発話が優先的かつ集中的に行われるため、リスクの低い事業者から共有したい情報（例：減容処理棟の公設消防鎮火確認時刻等）があっても、統合防災 NW 上での発話のタイミングを逸してしまい、ERC へタイムリーに情報提供できなかった。なお、重要度の高い情報については、ルールどおり「緊急、緊急」と伝えた上で割り込んで発話できていた。【12. (2)問題点①】
- ・ 原電とのホットライン担当者は、原科研で発生した EAL 事象を原電に情報共有した際に EAL 番号を伝達しなかったため、原電内で混乱（原科研において SE/GE01 が発生と誤認）が生じた。【12. (2)問題点②】

② 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

<実施内容>

機構対策本部は、現地対策本部からの支援要請を受けて、支援本部となる大洗原子力工学研究所に対して原科研へのモニタリングカーの派遣を要請した。モニタリングカー

の準備状況については、支援本部から情報収集を行い、機構TV会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

<評価>

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて支援本部へ支援要請をするとともに、その準備状況を機構内へ情報共有できたことから、支援要請対応について習熟が図れているものと評価する。

【個別訓練】

① 通報訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部 FAX 作成担当者は、NSRR 又は減容処理棟で発生した EAL 事象、火災事象等をもとに通報文を作成し、現地対策本部長の確認を受けて関係機関へ発信した。
- (イ) 現地対策本部 FAX 作成担当者は、現地対策本部長が EAL 事象を宣言後、下表の<EAL 事象の発生に係る通報連絡の実績>に示す時間で ERC を含む関係機関へ FAX による通報連絡を一斉に行った。

<EAL 事象の発生に係る通報連絡の実績>

発災施設	判断時刻	通報内容	送信時刻	所要時間
NSRR	14:52	【原災法第 10 条事象/原災法第 15 条事象 (SE02/GE02)】 <通常放出経路での気体放射性物質の放出>	14:56	4 分

<評価>

- (ア) 現地対策本部 FAX 作成担当者は、「現地対策本部の活動マニュアル」に基づき、現地対策本部内に提供された情報をもとに通報文を作成し、FAX による通報連絡が行えたことから、対応は良好であった。
- (イ) 現地対策本部 FAX 作成担当者は、「現地対策本部の活動マニュアル」に基づき、現地対策本部長の EAL 該当判断後、15 分以内に FAX による通報連絡を実施できた。
- 上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡について、習熟が図られているものと評価する。

② 避難訓練

<実施内容>

NSRR 及び減容処理棟事故現場責任者は、事故発生（原電で発生した事象を含む。）について、建家関係者へ連絡するとともに安全確保を指示し、保安要員以外を屋内退避させた。

<評価>

NSRR 及び減容処理棟事故現場責任者は、「事故対策規則」に基づき、保安要員以外の者を避難させることができた。

上記を踏まえ、発災施設における従業員の避難について、習熟が図られているものと評価する。

③ 緊急時環境モニタリング訓練

<実施内容>

放射線管理部センターは、モニタリングポスト等による環境モニタリング（風向、風速、空間放射線量率）に加え、緊急時モニタリング計画について原子力防災管理者の確認を受けて、原科研のモニタリングカーを発災施設の風下の周辺監視区域境界付近（NSRR 東側）に配備し、空間放射線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を行い、支援拠点である大洗原子力工学研究所から派遣されたモニタリングカーを原電の影響により指示値が上昇したモニタリングポスト周辺に配備し、空間放射線量率の測定を行い、それぞれ測定結果を現地対策本部へ報告した。

<評価>

放射線管理部センターは、「放射線管理部センター活動手引」に基づき、原科研内の環境モニタリングを行い、定期的に環境測定データを現地対策本部へ報告できた。

上記を踏まえ、現地対策本部の緊急時環境モニタリングについて、習熟が図られているものと評価する。

④ 救護訓練

<実施内容>

現地対策本部は、減容処理棟事故現場指揮所での負傷者の発生及び 119 番不通の連絡を受けて、原科研の救急車により外部医療機関へ搬送するよう指示した。また、区域放射線管理担当課は、負傷者について管理区域退域時に汚染検査を行い、身体汚染がないことを確認した。更に、防護隊及び医療チームは、負傷者発生の連絡を受けて、直ちに減容処理棟へ出動し、負傷者に対して応急処置の指示を行い、原科研の救急車に担架にて搬送（実働）するとともに模擬の外部医療機関へ搬送（実働）した。

<評価>

減容処理棟事故現場指揮所及び区域放射線管理担当課は、負傷者に対する対応について適切に確認できた。また、防護隊及び医療チームは、「防護隊活動手引」及び「医療チーム活動手引」に基づき、負傷者の応急処置の指示及び模擬の外部医療機関へ搬送することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の救護活動について、習熟が図られているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の防災訓練（令和6年1月19日実施）で抽出された改善点に対する取組状況は以下のとおり。

（1）現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点 機構 TV 会議システム及び書画装置を使用した現地対策本部から機構対策本部又は事故現場指揮所への情報共有において、相手側が準備状態にも拘わらず説明を始めた、一方的に会話が進行してしまう場面があった。 ＜課題＞ 相手側の書画装置の立上げ状況や機構 TV 会議システム使用時の質問又は回答について、相手側に伝達されたか確認できていない。 ＜原因＞ 情報を早く伝えなくてはという意識が働いてしまい、相手側の書画装置や対応者の準備状況を確認せずに説明を始めてしまった。また、機構 TV 会議システム使用時において、相手側に対して、質問又は回答に対する伝達状況を確認するという認識が抜けていた。	＜対策＞ 機構 TV 会議システム及び書画装置使用時において一方的な会話とならないよう、マイク近傍に掲示「発話時には呼び出す相手側の施設名等を伝えること」、「発話時には相手の準備状況を確認して発話すること」、「発話後に伝達状況を確認すること」を行った。 ＜評価＞ 機構 TV 会議システム及び書画装置を使用した情報共有においては、対策として行った掲示物を活用することにより、一方的に会話が進行してしまう場面は見られなかった。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能していると評価する。【9. (1)②(カ)】【完了】

（2）機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 原子力防災管理者による SE/GE02 判断について、機構対策本部 ERC 対応ブースから ERC へ報告した際、「排気ダストモニタの測定値が判断基準となる値を超過した」という説明に留まり、根拠となる放射線量の測定値をタイムリーに報告できなかった。 ＜課題＞	

SE/GE02 の該当条件に係る放射線量の測定値をタイムリーに ERC へ報告できていない。 <原因> SE/GE02 を判断するための「発生事象状況確認シート」では、該当条件に該当した時刻のみを記載することとしており、測定値を合わせて報告する様式になっていない。	<対策> SE/GE02 の該当判断の際には、その根拠となる測定値を合わせて報告する。そのために、「発生事象状況確認シート」に「判断の根拠となる測定値をトレンドグラフ等を用いて合わせて示す」旨の注記を追記した。 <評価> 機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、SE/GE02 の判断状況を報告する際、その根拠となる測定値を合わせて報告することができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】
・問題点② ERC に対して、初動の段階で事故・施設の現状（どのような作業を行っていて、地震等の影響で何が発生したのか）を整理して伝えるタイミングが遅れた。 <課題> 初動時に事故・施設の現状を速やかに収集、整理し、ERC へ提供することができていない。 <原因> ① 複数拠点同時発災時においては拠点から機構 TV 会議システム上で発信できる情報量が限られていたため、事故・施設の現状を機構対策本部において速やかに収集、整理することができなかった。 ② 機構対策本部は、ERC に対して事故・施設の現状を初動の段階で提供する着意が欠けていた。	<対策> ① 機構 TV 会議システム上における現地対策本部からの事故・施設の現状に係る情報発信に不足がある場合は、機構対策本部からホットライン経由で現地対策本部へ確認を行う。そのためにホットラインの専用様式を見直した。 ② ERC に対して、発生事象の重大性や進展予測、対応戦略を理解してもらうためには、その前提となる事故・施設の現状を初動時に理解してもらうことが重要である。そのため、事故・施設の現状を速やかに情報収集し、ERC へ提供すべきことを関係者へ教育した。 <評価> 機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、初動の段階で事故・施設の現状を整理して伝えることができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】

・問題点③ 原電における SE22 該当判断を受けた原災法第 10 条事象確認会議が間もなく開催されるという局面で、機構対策本部から ERC へ緊急情報以外の発話をしてしまった。原災法第 10 条事象確認会議の開催を阻害する恐れがあった。 ＜課題＞ 複数事業者同時発災時の ERC 対応に係る所作に不十分な点があった。 ＜原因＞ 複数事業者同時発災時の ERC 対応に係る所作として、「緊急情報（SE、GE 該当判断）があった場合は、他事業者が発話中でも『緊急、緊急』と割り込んで発話する」、「説明後は書面装置画面を元に戻す」等、事前に定めたうえで対応に臨んだが、ルール化が足りなかった。	＜対策＞ 他事業者の原災法第 10 条事象確認会議、原災法第 15 条認定会議が開催される局面（特定事象判断～会議終了後まで）においては緊急情報以外の発話を控えることをルール化した。また、この他にも複数事業者同時発災時の ERC 対応に係る所作として必要な事項の検討を行い、ルール化した。 ＜評価＞ 機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、他事業者の原災法第 10 条事象確認会議、原災法第 15 条認定会議が開催される局面（特定事象判断～会議終了後まで）においては緊急情報以外の発話を控えることができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】
・更なる改善事項① 今回は事業者間の情報連携のために、原電との間に専用のホットラインを設けて対応した。しかし、大地震による広域災害を想定すると、東海・大洗地区には原電の他にも情報を共有すべき事業者が複数存在するため、より現実的な事業者間の情報連携の在り方について検討していく必要がある。	＜対策＞ 東海ノア協定を活用し、発災事業者の通報 FAX を東海ノア事務局が収集して、東海・大洗地区の締結事業者に対してメールで共有する運用を試行した。 ＜評価＞ 東海・大洗地区の原子力事業者は、東海ノア事務局から共有されたメールを確認することによって原電及び原科研での発生事象を確認することができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】

・更なる改善事項② 近隣事業所で特定事象が発生した場合における、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）内に存在する自組織の対応方針を整理しておく必要がある。	<対策> 要員の避難や応急措置の実施等の対応方針について、予め整理しておく。 <評価> 現地対策本部及び機構対策本部は、原電でのEAL事象発生を受けて、従業員に対する防護措置を指示することができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9.【総合訓練】(1)②、(2)①】【完了】
--	--

※問題点③、更なる改善事項①及び②は、令和6年2月13日に実施した核燃料サイクル工学研究所総合訓練で抽出された複数事業者同時発災に係る改善点を本訓練で検証したもの。

1 1. 訓練全体の評価結果

「1. 訓練目的」に示す「原子力災害が発生した時の原子力防災組織が有効に機能すること」及び「前年度から改善を図った事項の有効性を確認」については、達成目標に対する以下の評価結果から、一部課題は抽出されたものの概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

① 複数施設発災、他事業所でのEAL事象を含む複数のEAL事象が発生した状況における、現地対策本部から機構内外への情報共有の習熟を図ること。

(主な検証項目-1：現地対策本部は、現場から施設の運転状況、発災状況、事象の進展予測、プラント情報等を集約し、「発話ポイント」を意識して現地対策本部内に定期的に情報共有するとともに、機構対策本部及び外部関係機関への情報共有ができること。また、2施設で災害が発生している場合において、情報統括者が重要度に応じて事故現場指揮所の発話のタイミングをコントロールすることで情報を整理し、機構対策本部へ情報共有できること。)

- ・原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき、原子力防災管理者としてEAL事象の該当条件に達したことを宣言し、機構対策本部及び事故現場指揮所へ伝達することができた。【9. (1)②(オ)】
- ・現地対策本部情報統括者は、2施設からの情報共有が重なった際には、重要度に応じて事故現場指揮所の発話のタイミングをコントロールするとともに、比較的重要度の低い情報においては、ホットラインを通じ現地対策本部に伝えるよう事故現場指揮所に指示することができた。【9. (1)②(エ)】

(主な検証項目-2：現地対策本部は、機構対策本部や通報FAX等を介して収集した原電の事故状況を所内関係者へ放送設備等で情報共有できること。)

- ・原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、機構対策本部を経由し入手した原電の情報について、構内放送により所内関係者に情報共有することができた。

【9. (1)②(オ)】

(主な検証項目-3：原子力災害発災時に放送設備等を用いて所内関係者へ報知し、屋内退避等の指示ができること。)

- ・現地対策本部情報統括者は、事故現場指揮所から機構 TV 会議システムにより、NSRR で原子力災害が発生した旨を入手した際に、放送設備を用いて所内関係者へ、屋内退避するよう指示することができた。【9. (1)②(エ)】

② EAL 事象を含む複数事象発生時における事故現場での災害応急活動について、習熟を図ること。

(主な検証項目-1：現地対策本部は、事故現場指揮所から収集した発災状況、事象の進展予測等の情報を基に、応急措置の対応を指示できること。)

- ・現地対策本部は、収集した NSRR に関する EAL 事象の発生状況や進展予測に係る情報を基に、「事象進展対策シート」により、排風機停止、放出経路の遮断を実施することについて、事故現場指揮所へ応急措置を指示することができた。【9. (1)③(ウ)】

(主な検証項目-2：事故現場指揮所は、現地対策本部又は事故現場責任者の指示に従い、応急措置の対応を行えること。)

- ・NSRR事故現場指揮所は、「施設防護活動手引」に基づき、排気筒からの異常放出に対して、事故現場責任者の指示により適切に応急措置を実施することができた。
- ・減容処理棟事故現場指揮所は、「施設防護活動手引」に基づき、事故現場責任者の指示により発生した火災の消火活動の指示を行うことができた。【9. (1)③(イ)】

③ 要職者の一時不在時における代行者等の対応の習熟を図ること。

(主な検証項目-1：要職者である原子力防災管理者が一時不在の場合でも、代行者が現場からの情報により発災状況を把握し、今後の事象進展状況を考慮した復旧措置を指示できること。)

- ・原子力防災管理者の不在時に対応した副原子力防災管理者は、現場からの発災状況（原電で発生した事象を含む。）を機構 TV 会議システムにより入手し、今後の事象進展状況を考慮した復旧措置を指示できた。また、「防災業務計画」に基づき、EAL 事象の該当条件に達したことを宣言し、機構対策本部及び事故現場指揮所へ伝達できた。【9. (1)②(オ)】

(主な検証項目-2：要職者である Q&A 管理者（副本部長）が一時不在の場合でも、代行者が ERC 及び機構対策本部等からの質問事項について一元管理できること。)

- ・現地対策本部 Q&A 管理者の不在時に対応した代行者は、「情報提供フロー」に基づき、関係機関からの質問及び回答状況を一元的に整理し、ホットラインを用いて漏れなく回答することができた。【9. (1)②(ウ)】

④ ERC 対応に係る活動の習熟を図ること。

(主な検証項目：現地対策本部の ERC 対応者は、現地対策本部内の情報の収集・整理を行い、ERC への情報提供に備えることができること。また、ERC からの質問や機構対策本部からの要請があった場合、または補足説明等が必要と判断した場合は、災害対策資料等を用いて説明ができること。)

- ・現地対策本部 ERC 対応者は、「情報提供フロー」に基づき、現地対策本部から視覚情報、時系列、機構 TV 会議システムの音声情報を入手し、機構対策本部 ERC 対応者と連携し

ERC への補足説明に備えることができた。【9. (1)②(キ)】

⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(2) 機構対策本部

① 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。

(主な検証項目：機構対策本部は、通報 FAX や統合防災 NW 等を介して収集した原電の事故状況を機構内に共有できること。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、緊急情報を入手した場合、原電が発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できること。)

・機構対策本部は、通報文、統合防災 NW 及びホットラインによって原電の発災情報を収集し機構内へ共有できた。また、機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、近隣事業所同時発災の状況においても、緊急情報を ERC へ速やかに提供できた。【9. 【総合訓練】(2)①】

② 機構対策本部の ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。

(主な検証項目：機構対策本部 ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。)

・機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。今年度の防災訓練結果から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図れたことを確認できた。【9. 【総合訓練】(2)①】

③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

12. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①

環境放射線監視データ（モニタリングポスト）の空間放射線線量率トレンドグラフの書画装置による機構内への情報共有において、「指示値上昇継続」と説明していたが、トレンドグラフは指示値が上昇した後に一定値を示していた。その内容が時系列に適切に反映されておらず「上昇継続」と記載したため、指示値が上昇し続けているように現地対策本部内で誤解を招くおそれがあった。また、時系列データをもとに、通報文を作成した場合、それを受け取った人が誤解を招くおそれがあった。【9. 【総合訓練】(1)②】

<課題>

放射線量等の指示値の変化を伴うプラントデータに関する情報について、現地対策本部内で適切に共有できていない。

<原因>

- ①トレンドグラフの説明者は、モニタリングポスト指示値の変化を説明する際、空間放射線量率が上昇した後に一定値を示していたが、その状態が継続していることが重要と思い、「指示値上昇継続」と説明した。
- ②時系列作成担当者（作成補助者を含む。）は、現地対策本部内での発話内容を聞き取り、時系列を作成しているが、モニタリングポスト指示値について、聞き取った内容である「指示値上昇継続」を時系列に記載した。
- ③現地対策本部員は、「指示値上昇継続」が誤解を招く説明であることに気づくことができず、トレンドグラフの説明者の説明内容及び時系列の記載内容を修正できなかった。

<対策>

- ①書画装置で表示されたトレンドグラフの指示値の変化の状況を説明する際の発話ポイントをまとめた資料を作成し、それに基づいて発話する。
 - ②時系列作成担当者の補助者は、モニタリングポスト等のトレンドグラフの情報を時系列に記載する際には、トレンドグラフを確認した上で適切な記載となるよう補助する。
 - ③現地対策本部員（副本部長、情報統括者等）は、トレンドグラフの指示値の変化が説明者によって適切に説明されているか、また、適切に時系列に反映されているかを確認し、適切に反映されていない場合にはプラントデータの説明者や時系列作成担当者に修正の指示を行う。
- 上記対策について、今後の訓練で有効性を評価していく。

（２）機構対策本部

・問題点①

複数事業者同時発災時のERCへの情報提供においては、比較的高いリスクの事業者の発話が優先的かつ集中的に行われるため、リスクの低い事業者から共有したい情報（例：減容処理棟の公設消防鎮火確認時刻等）があっても、統合防災NW上での発話のタイミングを逸してしまい、ERCへタイムリーに情報提供できなかった。なお、重要度の高い情報については、ルールどおり「緊急、緊急」と伝えた上で割り込んで発話できていた。【9.【総合訓練】（2）

①】

<課題>

他事業者からの情報共有が過密化している状況において、ERCに対して発話希望を伝えることができない。

<原因>

リスクの高い事業者の発話が優先的かつ集中的に行われる状況で情報共有の流れを乱すことを懸念し、ERCに対してマイクを通しての発話希望の問いかけができなかった。

<対策>

マイクを使って発話希望を伝えられない場合は、視覚的（モニター上）に発話希望の意思をERCへ示せるようなプレートを表示する（例：「JAEA発話希望」等）。

・問題点②

原電とのホットライン担当者は、原科研で発生したEAL事象を原電に情報共有した際にEAL番号を伝達しなかったため、原電内で混乱(原科研においてSE/GE01が発生と誤認)が生じた。

【9. 【総合訓練】 (2)①】

<課題>

他原子力事業所と情報共有する際に、必要十分な情報を伝達する必要がある。

<原因>

「EAL情報」、「進展予測」、「環境情報」を相互に共有すべき情報として定めていたが、原電とのホットライン担当者はEAL番号を伝達するのを失念した。

<対策>

他原子力事業所と情報共有する際に、必要な情報の漏れが出ないように、伝達(収集)すべきポイントを整理したチェックシートの作成を検討しマニュアルに反映する。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練（その他の訓練））

1. 訓練の目的

本訓練は、「原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」に定める原子力緊急事態支援組織との支援体制を踏まえ、原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・維持・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る個別訓練を実施した。

2. 実施期間

令和6年10月18日（金）～令和6年12月5日（木）

3. 実施体制、評価体制及び参加者

（1）実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行った。

詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

実施責任者が評価した。

（3）参加者

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第15条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定した。

5. 防災訓練の項目

個別訓練（その他の訓練）

6. 防災訓練の内容

（1）遠隔機材の操作訓練

（2）原子力緊急事態支援組織との連携訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

（1）遠隔機材の操作訓練

【実施内容】

- ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの操作について、走行、ガレキ撤去の実操作訓練を実施した。

- ・ 小型無人ヘリの操作（ホバリング、移動、旋回等）について実操作訓練を実施した。

【評価】

- ・ 原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の操作ができることを確認した。評価結果

は、「添付資料」のとおり。

(2) 原子力緊急事態支援組織との連携訓練

【実施内容】

- ・ 原子力緊急事態支援組織（檜葉遠隔技術開発センター^{*1}）から原子力科学研究所へ資機材搬送用車両（2台）で作業用ロボット及び小型無人ヘリを運搬し、原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）を立ち上げた。
- ・ 原子力科学研究所において、作業用ロボット及び小型無人ヘリの動作確認を行い、支援拠点として原子力科学研究所への引渡しが可能であることを確認した。

【評価】

- ・ 支援拠点の立ち上げ及び原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の受取確認ができることを確認した。評価結果は、「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練（その他の訓練）で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以 上

^{*1} 令和6年11月1日付けで原子力緊急事態支援組織は「檜葉遠隔技術開発センター」から「福島廃炉安全工学研究所」に変更

個別訓練（その他の訓練）の概要

（１）遠隔機材の操作訓練

- ・実施日：令和6年11月26日～11月28日、12月3日～12月5日
- ・参加人数：2名

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の操作訓練	①檜葉遠隔技術開発センター遠隔機材整備運用課長 *2 ②原子力科学研究所 緊急時遠隔機材運用班員 2 名（操作要員）	良	なし	・練度向上のため継続して実施
・偵察用ロボット及び作業用ロボットの操作訓練を実施 ・小型無人ヘリの実操作訓練を実施				

（２）原子力緊急事態支援組織との連携訓練

- ・実施日：令和 6 年 10 月 18 日
- ・参加人数：10 名（檜葉遠隔技術開発センター6 名、機構本部 1 名、原子力科学研究所 3 名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の運搬、引渡し訓練	【檜葉遠隔技術開発センター】 ①原子力緊急事態支援組織長 ②原子力緊急事態支援組織要員 6 名 【機構本部】 ①安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部危機管理課長 ②安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部危機管理課員 1 名（連絡者） 【原子力科学研究所】 ①保安管理部危機管理課長 ②保安管理部危機管理課員 2 名（連絡者） 緊急時遠隔機材運用班員 1 名（操作者）	良	なし	・練度向上のため継続して実施
・作業用ロボット及び小型無人ヘリを原子力科学研究所へ運搬 ・作業用ロボット及び小型無人ヘリの動作確認、引渡しを実施				

※本訓練は、核燃料サイクル工学研究所及び大洗原子力工学研究所と合同で実施した。

*2 令和6年11月1日付けで「遠隔機材整備運用課」から「遠隔機材運用課」に名称変更